

監査公表第 13 号（令和 7 年 4 月 4 日、県公報第 585 号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和 6 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和 6 年 11 月 11 日 6 監総第 894 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

6 県土総第 2 7 1 0 号
令和 7 年 3 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 様
同	世 利 洋 介 様
同	森 行 一 様
同	原 中 誠 志 様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 6 年 11 月 11 日 6 監総第 894 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

別紙

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 八女県土整備事務所	流水占用料について、令和5年10月1日に後期徴収分を調定すべきところ、調定が遅延していた。	所属長は、管理係及び会計係（以下「管理係等」という。）の職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 会計係の担当者は、10月の徴収が発生する場合には、4月の定例調定時に、10月調定の準備開始時期、作業内容についてもスケジュールチェック表に追加記載し、管理係等の担当者及び係長でスケジュール管理できるようにする。 ・ 会計係の担当者は、10月調定の準備開始時期に到達次第、速やかに着手する。会計係長はスケジュールチェック表により調定の遅延がないか確認を行う。 ・ 管理係等の担当者及び係長は、人事異動があった際は、調定時期を記載した占用物件一覧表により、事務引継ぎを確実にし、調定の遅延防止を徹底する。 ・ 管理係等の担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 南筑後県土整備事務所	領収証紙により徴収した仮設建築物建築許可申請手数料について、当該納付書の紙面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。	所属長は、建築指導課及び庶務課（以下「建築指導課等」という。）の職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 建築指導課の担当者及び副長（不在時は課長）は、建築確認等の申請受付時に、納付書の日付、歳入科目、領収金額の確認を行い、副長（不在時は課長）は、納付書の紙面と彩紋とにかけて確実に消印を行う。 ・ 庶務課の担当者及び課長（不在時は副長）は、建築指導課から納付書を受け取る際、消印漏れがないか確認を行う。消印漏れがあった場合は、直ちに建築指導課の副長及び課長へ報告し、建築指導課副長は、直ちに消印するとともに、消印後、建築指導課副長と庶務課長で消印の確認及び領収証紙の枚数の確認を行う。 ・ 建築指導課等の担当者及び上司は、業務改善策について、内部統制に係るリスク対応シートに記載し今後の事務処理で活用する。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 福岡県土整備事務所	陸橋緊急補修業務委託について、委託料（12 節）で支出すべきところ、工事請負費（14 節）で支出していた。	所属長は、役付職員を通じて、今回の事例を全職員に周知した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を行うよう指導した。 ・ 総務課長は、総務系の職員に対し、今回の誤りの原因を示すとともに、委託料（12 節）と工事請負費（14 節）の違いについて理解させる。 ・ 工務担当係の担当者は、契約締結に係る事前伺の決裁本文に支出科目を明記する。総務系の担当者及び上司は、当該科目が適切な科目であることを確認し、支出負担行為決議書を回議する。 ・ 総務係と工務担当係は、支出科目について、決算時に決算調書により確実に係間でチェックを行う。 ・ 総務係長は、決算前に、過去の監査結果報告書を参考に、係員に対し誤りやすい事例を周知し、担当者は担当する工事と委託の事務処理に誤りがないか再度確認する。 ・ 総務系の担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 北九州市土整備事務所	戸切川仮設道路撤去工事について、排水管として使用する資材単価を誤り、積算が過大となっていた。	所属長は、工務関係部署の職員に対し今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するように指導するとともに、工事設計書の決裁時に下記取組が確実に行われているか確認することとした。 ・ 担当者は、物価資料に掲載されている資材単価を採用する際は、単位について確実に確認を行う。 ・ 工事設計書に添付するチェックシートの点検項目に、単位について追記し、担当者及び上司はチェックシートに基づき、数量、単価、単位に誤りがないか設計書の決裁時に確実に確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	道路拡幅工事において、アスファルト舗装版破碎の施工単価を誤ったため、積算が過大となっていた。	所属長は、工務関係部署の職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するように指導するとともに、工事設計書の決裁時に下記取組が確実に行われているか確認することとした。 ・ 工事設計書に添付するチェックシートの中の施工条件のチェックについて、担当と係長に加え、副任もチェックすることとし、チェック体制の強化を図る。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	急傾斜地崩壊対策法面工事において、仮設材（敷鉄板）設置に係る運搬費と積込み・取卸し費を計上すべきところ、これをしなかったため、積算が過小となっていた。	所属長は、今回の事例と併せて敷鉄板設置に係る運搬費と積込み・取卸し費の計上について、工務関係部署に周知し、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか確認することとした。 ・ 担当者は、積算時に、運搬費等の積上げ計上が必要な仮設材かを確認の上、所要額を適切に計上する。 ・ 工事設計書に添付するチェックシートに、仮設材設置に係る運搬費と積込み・取卸し費の計上を確認する項目を追加し、担当者及び上司は、チェックシートに基づき設計書の決裁時に確実に内容を確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。